

和歌山県  
橋本市

市町村コード 302031

令和8年度

個人市民税  
個人県民税  
森林環境税

# 特別徴収のしおり

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市

総務部 税務課 市民税係

電話 (0736) 33-6212



特別徴収義務者様

和歌山県橋本市長

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、さきの給与支払報告書の提出につきましては、ご多忙中にもかかわらず、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきまして地方税法第41条、第319条および第321条の4第1項ならびに橋本市税条例第45条の規定に基づき、特別徴収義務者に指定させていただきますので、事務ご繁忙中まことにお手数とは存じますが、徴収および納入についてよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○ 特別徴収についてのお問合せ先

橋本市 総務部 税務課

課税については 市民税係  
(電話番号 0736-33-6212)

納税については 収納係  
(電話番号 0736-33-1169)  
0736-33-6109)

- 市民税・県民税・森林環境税の課税のしくみ…………… 1
  - 1. 納税義務者
  - 2. 特別徴収税額が発生しない人
- 特別徴収のしくみ
  - 1. 特別徴収とは
  - 2. 特別徴収義務者の指定
  - 3. 特別徴収の範囲
- 特別徴収事務…………… 2
  - 1. お届けした書類
  - 2. 月割額の徴収
  - 3. 月割額の納入
  - 4. 納入期限
  - 5. 納期限後の納入について
  - 6. 特別徴収税額の納期の特例
  - 7. 所在地・名称等の変更 …………… 3
  - 8. 納税者の異動 …………… 3
- 納入場所…………… 4
- 市民税・県民税・森林環境税の算出方法…………… 5
- 特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入のしかた…………… 7
- 納入書の記入のしかた…………… 8
- 退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収について…………… 10
- 退職所得にかかる<sup>市民税</sup><sub>県民税</sub>特別徴収税額納入内訳書…………… 11
- 給与所得者異動届出書…………… 12
- 特別徴収切替届出(依頼)書…………… 13
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書…………… 14
- 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書…………… 15

## 市民税・県民税・森林環境税の課税のしくみ

### 1. 納税義務者

令和8年1月1日現在において、橋本市に住所を有する人  
※住所の認定について、住民基本台帳に記載されている人は、原則として橋本市に住所があるものとします。住民基本台帳に記載されていない場合でも、現実に橋本市に住所（生活の本拠地）があるときには、市民税・県民税・森林環境税が課税される場合があります。

### 2. 特別徴収税額が発生しない人

均等割も所得割もかからない人

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 障がい者、未成年者、ひとり親又は寡婦で令和7年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の合計所得金額が135万円以下の人

均等割が課税されない人

前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人

- ①同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 38万円
- ②同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合  
 $28 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養 (年少扶養を含む) 親族の数}) + 26.8 \text{万円}$

所得割が課税されない人

前年の総所得金額等が、次の算式で求めた額以下の人

- ①同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 45万円
- ②同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合  
 $35 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養 (年少扶養を含む) 親族の数}) + 42 \text{万円}$

## 特別徴収のしくみ

### 1. 特別徴収とは

特別徴収とは、給与の支払者が、給与の支払を受ける人（納税義務者）から、市民税・県民税・森林環境税を月々徴収し取りまとめて納入する制度です。

### 2. 特別徴収義務者の指定

特別徴収義務者とは、給与の支払をする際に市民税・県民税・森林環境税を徴収し納入する義務のある者で、市町村が特別徴収義務者として指定します。

### 3. 特別徴収の範囲

令和7年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に給与（俸給、給料、賃金、歳費、賞与等）の支払を受け、かつ令和8年4月1日において引き続き給与の支払を受けている人に対しては、特別徴収の方法により市民税・県民税・森林環境税を徴収しなければならないとされています。

なお、特別徴収により徴収する税額は、原則として給与所得および給与所得以外の所得に対する所得割額と均等割額の合計額です。給与・公的年金等にかかる所得以外の所得があり、申告にて「普通徴収（自分で納付）を希望する」旨を申し出た場合、その所得に対する所得割額のみ普通徴収の方法により徴収することとなります。

※令和8年4月1日において65歳以上の方の公的年金等受給者の年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税は、原則として公的年金等からの特別徴収（年金特別徴収）となります。

## 特別徴収事務

### 1. お届けした書類

#### (1) 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

納税者に市民税・県民税・森林環境税額をお知らせするものです。ミシン線で切り取って各納税者にお渡しください。

#### (2) 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収をする納税者全員の年税額、納付額等と個人の年税額、納付額等を記載したものです。

※(1)(2)について、電子申告(eLTAX)により給与支払報告書を提出し、電子データによる受取方法を選択された場合は、eLTAXを経由して電子データを送信します。(書面による送付は行いません。)

#### (3) 納入書綴

徴収した市民税・県民税・森林環境税を月々納入する用紙です。

なお、納入書不要のご連絡をいただいた特別徴収義務者にはお送りしておりませんので、退職所得にかかる市民税・県民税の納入などで納入書が必要な場合はご連絡ください。

※特別徴収税額が0円であっても納入書を送付しています。新規就職者等、新たに特別徴収税額が発生した場合に金額を修正してご使用ください。

### 2. 月割額の徴収

令和8年6月から（徴収金額の記載がある最初の月から）令和9年5月まで、毎月給与支払の際に各人の市民税・県民税・森林環境税の納付額を徴収してください。

### 3. 月割額の納入

(1) 各納税者の納付額の合計金額を別添の「納入書」で納入してください。納入書には当初の納入金額を記載していますので、税額に変更がなければ、そのまま納入してください。

(2) 転勤・退職などにより納入金額に変更がある場合は、納入書の納入金額(1)欄の金額を横線で抹消し、納入金額(2)欄の給与分の欄に手書きで記入してください。

(3) 納入書の末尾の2枚(予備)を除き、それぞれ月別の表示をしていますので、必ず該当月の用紙をご使用ください。

(4) 納税者が年度途中で住所を他の市町村へ移されても、令和9年5月分までは引き続き橋本市へ納入してください。

(5) 納入金額(2)欄の合計額の記入を間違えた場合は訂正できません。納入書の予備を使い納入してください。

### 4. 納入期限

納付額を徴収した月の翌月10日（この日が土曜日、日曜日又は休日のときは、その翌開庁日）です。

各月の納入期限は、しおりの最終ページ又は納入書の納期限欄に記載しています。

### 5. 納期限後の納入について

督促状が発送された場合は、督促手数料（1通100円）を加算して納入してください。延滞金が発生した場合は、本税とともに納入してください。

### 6. 特別徴収税額の納期の特例

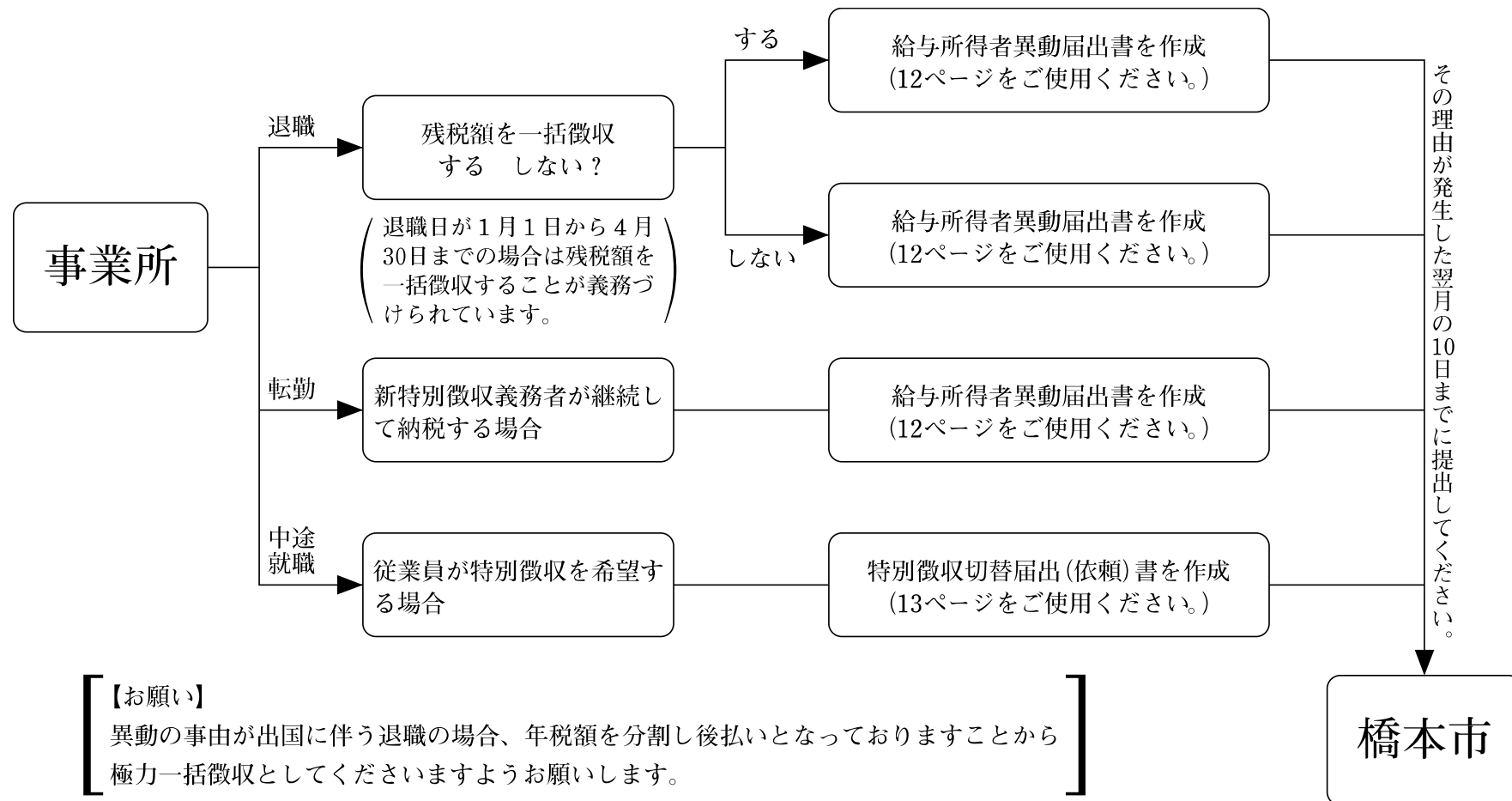
給与の支払を受ける人が常時10人未満である特別徴収義務者は「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」(P.15)を6月30日までに提出し、承認を受けることにより、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。

## 7. 所在地・名称等の変更

特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合は「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」(P.14)を提出してください。

## 8. 納税者の異動

退職・休職等により特別徴収が出来なくなった場合や、転勤により新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合、また、就職等により普通徴収から特別徴収に変更する場合など納税義務者に異動が生じたときは、下記に基づき異動のあった日の翌月10日までに各書類を提出してください。



### 【お願い】

異動の事由が出国に伴う退職の場合、年税額を分割し後払いとなっておりますことから極力一括徴収とさせていただきますようお願いいたします。

## 納入場所

(令和8年4月現在)

	取扱金融機関などの名称
納入場所	・紀陽銀行・南都銀行 ・和歌山県農業協同組合 ・きのくに信用金庫・近畿労働金庫
	・(最寄りの) 郵便局・ゆうちょ銀行 ・橋本市役所 (税務課)

## 郵便局又はゆうちょ銀行の指定について

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納入にあたり、近畿2府4県（大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県）以外に所在する郵便局又はゆうちょ銀行を利用される場合は、その郵便局又はゆうちょ銀行を本市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱局に指定する必要がありますので、ご希望の郵便局又はゆうちょ銀行を、事前に、税務課市民税係へご連絡下さい。

## 電子納税

令和元年10月1日からeLTAX（エルタックス）を利用した地方税共通納税システムが開始されています。

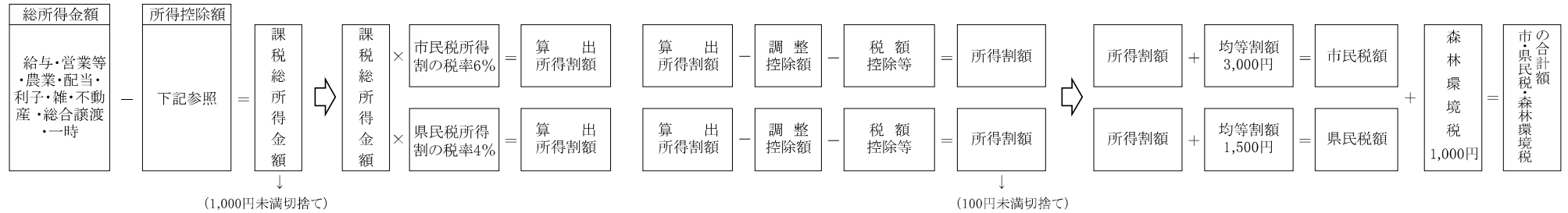
※eLTAX（エルタックス）とは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。

eLTAXは地方公共団体で組織する 地方共同法人 地方税共同機構 が運営を行っています。

詳しくはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

## 市民税・県民税・森林環境税の算出方法

令和8年度の市民税・県民税・森林環境税は前年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日)の各種所得の合計金額を基礎として、次の方式により計算したものです。  
山林所得、土地・建物等の分離譲渡所得ならびに配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、税額の算出方法が異なります。



### 所得控除

所得控除	控除額		納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	雑損控除	(実質損失額 - 総所得金額等の合計額 × 10%) 又は (災害関連支出の金額 - 5万円)のうちいずれか高い方の金額		納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
医療費控除	医療費の実質負担額 - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) (限度額 200万円) ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円 (限度額 8万8千円)		配偶者控除		一般	33万円	22万円	11万円
社会保険料控除等	支払金額		老人		老人	38万円	26万円	13万円
生命保険料控除	新契約	12,000円以下のとき	所得金額		控除額			
		12,000円超 32,000円以下のとき	58万円超 95万円以下		33万円	22万円	11万円	
	32,000円超 56,000円以下のとき	95万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円		
	56,000円超のとき	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円		
	旧契約	15,000円以下のとき	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	
		15,000円超 40,000円以下のとき	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	
		40,000円超 70,000円以下のとき	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	
		70,000円超のとき	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000円)		125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
			130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	
地震保険料控除	地震保険料	50,000円以下のとき	障害者控除 (特別障害者)		26万円			
		50,000円超のとき	(特別障害者)		30万円			
	旧長期契約	5,000円以下のとき	(同居特別障害者)		53万円			
		5,000円超 15,000円以下のとき	寡婦控除		26万円			
		15,000円超のとき	ひとり親控除		30万円			
		地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は 25,000円		勤労学生控除		26万円		
			所得金額		控除額			
			58万円超 95万円以下		45万円			
			95万円超 100万円以下		41万円			
			100万円超 105万円以下		31万円			
		105万円超 110万円以下		21万円				
		110万円超 115万円以下		11万円				
		115万円超 120万円以下		6万円				
		120万円超 123万円以下		3万円				



基礎 控除	納税者本人の 所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円

◎税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額  
合計課税所得金額が200万円以下の者  
次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額  
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
②合計課税所得金額  
合計課税所得金額が200万円超の者  
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額  
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の 所得金額	900万円 以下	900万円超 950万円 以下	950万円超 1,000万円 以下	
障害者 控除	普通	1万円	配偶者 控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居 特別	22万円	扶養 控除	一般	5万円	老人	10万円
寡婦控除	1万円	特定		18万円	同居 老親等	13万円	
ひとり親 控除	父	1万円					
	母	5万円					
勤労学生控除		1万円					

◎税額控除(配当控除)

種類	1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の 証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額  
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額  
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)  
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市民税	県民税
配当割又は 株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額  
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金  
2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金  
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの  
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの  
ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から 人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に 定める割合

※和歌山県では平成19年度から令和8年度まで県土の保全等の公益的機能を有する森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいく目的のため、紀の国森づくり税が県民税均等割額に500円加算されています。  
※森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要の財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。令和6年度から、国内に住所のある個人に対して、年額1,000円が課税され、市町村が個人住民税と併せて徴収します。

# ■ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入のしかた

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

受付印 8	市町村長 令和 年 月 日 提出	給与支払義務者 所在地 氏名 個人番号又は法人番号 (右端までご記入ください)	課税関係 氏名 電話番号 内線	7年度 特別徴収指定番号 宛番号	8年度 特別徴収指定番号 宛番号
異動届出書を市役所へ提出される日を記入してください。	異動された納税者の氏名・生年月日を記入してください。	令和8年1月1日現在の住所と変更がある場合は、新しい現住所を記入してください。	結婚、その他で、個人別明細書上の氏名と異なった場合に記入してください。	税額通知書でお知らせした、指定番号を必ず記入してください。	未徴収税額の該当する徴収方法を記入してください。
<p>フリガナ</p> <p>氏名</p> <p>生年月日</p> <p>元号</p> <p>1. 明治 2. 大正</p> <p>3. 昭和 4. 平成</p> <p>年 月 日</p> <p>個人番号</p> <p>フリガナ</p> <p>フリガナ</p> <p>フリガナ</p>		<p>新姓</p> <p>特別徴収税額 (年税額)</p> <p>例) 11月10日納期限分の場合→10月分</p> <p>徴収済税額 (ア)</p> <p>未徴収税額 (イ)</p> <p>未徴収税額 (ウ)</p> <p>異動年月日</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>異動の事由</p> <p>※事業主及び経理者の考慮のみによる普通徴収への切替はできません。</p> <p>番号を記入</p> <p>1. 退職</p> <p>2. 転勤</p> <p>3. 休職・長欠</p> <p>4. 死亡</p> <p>5. 支払少額・不定期</p> <p>6. 金銭・解散</p> <p>7. その他</p> <p>7. その他の理由を右欄へ記入</p> <p>異動後の未徴収税額の徴収方法</p> <p>番号を記入</p> <p>① 特別徴収継続</p> <p>② 一括徴収</p> <p>③ 普通徴収 (本人が納付)</p>	<p>住所</p> <p>〒</p> <p>特別徴収指定番号</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p> <p>法人番号</p> <p>※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。</p> <p>新しい勤務先へ、</p> <p>月割額</p> <p>を</p> <p>月分</p> <p>(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。</p> <p>※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。</p> <p>受給者番号</p> <p>納入書の要否</p> <p>(新規の場合のみ記載)</p> <p>番号を記入</p> <p><input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要</p>	<p>決定年税額から徴収済税額を差引いた残額を記入してください。</p> <p>徴収していただいた納付額の合計額を記入してください。</p> <p>特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記入してください。</p>	
<p>① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)</p> <p>番号を記入</p> <p>1. 異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。</p> <p>2. 異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の継続の希望がないため。</p> <p>徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入</p> <p>左記の一括徴収した税額は、</p> <p>月分 (翌月10日納期限) で納入します。</p>		<p>② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)</p> <p>番号を記入</p> <p>1. 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。</p> <p>2. 異動年月日が1月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。</p> <p>3. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。</p> <p>4. 死亡による退職のため。</p>	<p>③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)</p> <p>番号を記入</p> <p>1. 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。</p> <p>2. 異動年月日が1月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。</p> <p>3. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。</p> <p>4. 死亡による退職のため。</p>	<p>一括徴収しない場合は該当理由を記入してください。</p> <p>転勤などにより新しい勤務先へ行かれる場合は、その名称、所在地、特別徴収指定番号、電話番号等を記入してください。その場合、納付額を連絡されているときは、右の欄に税額と月を記入してください。</p> <p>一括徴収予定額を何月分で納入するかを記入してください。</p>	
<p>7年度</p> <p>月分以降の月割額は</p> <p>8年度</p> <p>月分以降の月割額は</p> <p>特別徴収義務者を変更</p> <p>普通徴収切替</p> <p>一括徴収</p> <p>その他</p> <p>特別徴収義務者を変更</p> <p>普通徴収切替</p> <p>一括徴収</p> <p>その他</p> <p>入力者</p> <p>点検</p>					

■ 納入書の記入のしかた

和歌山県橋本市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 (特別徴収) 納入書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
3 0 2 0 3 1	00990-6-960156	橋本市会計管理者
令和 8 年 10 月分	指定番号	納入金額(1)
	1 2 3 4 5 6 7 8	<del>77700</del> 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 <small>(一括徴収分を含む)</small>	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職所得分	5 5 5 0 0
	延滞金	6 3 0 0 0
	督促手数料	
	合計額	1 1 8 5 0 0
納期限 令和 8 年 11 月 10 日		
住所 (特別徴収義務者) 又は 〒 所在地 氏名 又は 名称	領収日付印	

上記のとおり納入します。

(金融機関又は郵便局保管)

※ 納入書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

税額を印字している場合

この納入金額に異動がなければ、下欄には記入せずに納めてください。

◎起票される方へお願い

納入金額(1)に異動が生じ、納入金額を訂正される時、退職等により、残金一括徴収する時のみ記入してください。なお(1)の金額を抹消してください。(訂正印は不要です)

退職等により退職金の分離課税で納める金額が生じた時のみ記入してください。なお、裏面の納入申告書にも必ず記入してください。

納入金額(2)に記入の時、合計を必ず記入してください。

※納入金額(2)欄の合計額の記入を間違えた場合は訂正できません。納入書の予備を使い納入してください。

- 用紙を折ったり曲げたり、よごしたりしないでください。
- 黒のボールペンで記入してください。
- 数字は記入例に従って書いてください。
- 数字は所定のワクからはみ出さぬよう、ご注意ください。

● 記入例

良い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

悪い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- 上を離さない
- カギをつけない
- まるめない
- 上をふさがない
- 横線を離さない
- 横線を出さない
- 上につき出したりするどくしない
- 離さない

(裏)

提出日を記入してください。

退職金受給者の氏名、住所を記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称を記入してください。

退職所得に係る 個人市民税 納入申告書													
橋本市長あて													
令和8年8月3日提出				令和8年7月分		人員		1人					
退職手当等支払金額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						1	5	6	8	5	3	2	7
特別徴収 税 額	市民税							1	8	8	5	0	0
	県民税							1	2	5	6	0	0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。													
(内訳)				就 職		H.17年 6月 29日							
氏名				退 職		R.8年 7月 29日							
住所				勤続年数		22 年							
特別徴収義務者	所在地 (住所)			(受付印)									
	橋本市 〇〇〇〇												
	名称 (氏名)			△△△株式会社									
	法人番号			//////////									

納入する年月分を記入してください。

納税者数を記入してください。

二人以上の場合は、11ページの退職所得にかかる市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書を提出してください。

退職手当等支払金額を記入してください。

市民税額を記入してください。

県民税額を記入してください。

就職年月日を記入してください。

退職年月日を記入してください。

勤続年数を記入してください。

\*退職所得に係る特別徴収税額を課税される者が複数の場合、11ページにある納入内訳書を提出してください。



## 退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収について

退職所得とは、退職金や一時恩給など退職に際して勤務先から一時に受ける給与、倒産のため退職せざるを得なくなった勤労者に対して弁済される未払賃金や社会保険制度に基づいて支給される一時金など（以下「退職手当等」）をいいます。

退職所得にかかる市民税・県民税については、他の所得と分離して、退職手当等の支払われる月に特別徴収してください。

### 1. 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、橋本市に住所のある人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は除かれます。

また、死亡により支払われる退職手当等に関しては、相続税の対象となりますので、市民税・県民税は課税されません。

### 2. 分離課税にかかる所得割の計算

税額の算出方法

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等} \\ \hline \text{の支払金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{1}{2} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の} \\ \hline \text{金額} \\ \hline \end{array}$$

1,000円未満の端数切捨て

$$\text{市民税} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の} \\ \hline \text{金額} \\ \hline \end{array} \times 6\% \quad (100\text{円未満の端数切捨て})$$

$$\text{県民税} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の} \\ \hline \text{金額} \\ \hline \end{array} \times 4\% \quad (100\text{円未満の端数切捨て})$$

平成25年1月1日以降に支払われる退職手当等から、

勤続年数が5年以下の役員等については、退職所得控除後の金額の2分の1を所得金額とする措置が廃止されました。

令和4年1月1日以降に支払われる退職所得等から、

勤続年数が5年以下の法人役員等以外についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分についてのみ、2分の1を所得金額とする措置が廃止されました。

## 退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額	
勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数 (最低80万円)	障がい者になったことに直接基因して退職された場合は左記により計算した金額に100万円加算されます。
勤続年数が20年を超える場合	800万円+70万円 ×(勤続年数-20年)	

注. 勤続年数に1年未満の端数がある場合、切り上げます。

### 3. 分離課税にかかる市民税・県民税の納入手続

退職手当等を支払われる際には、所得税と同様に市民税・県民税を徴収しその月の給与所得の市民税・県民税・森林環境税納付額と合わせて翌月の10日までに納入書により納入してください。

納入書の記入については、必ず納入金額(2)欄の「退職所得分」の欄に納入税額を記入するほか、裏面の納入申告書欄にも必要事項を記入してください。

### 4. 退職所得にかかる<sup>市民税</sup><sub>県民税</sub>特別徴収税額納入内訳書の提出について

退職所得にかかる特別徴収税額を2名分以上併せて納付する場合、次ページ「退職所得にかかる<sup>市民税</sup><sub>県民税</sub>特別徴収税額納入内訳書」に必要事項を記入し、本市に提出していただきますようご協力をお願いします。









受付印

8

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 給与支払報告 特別徴収

整理番号, 7年度, 8年度, 特別徴収指定番号, 宛番号

所在地, 市町村長, 令和 年 月 日 提出, 個人番号又は法人番号

フリガナ, 氏名, 生年月日, 元号, 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成, 年 月 日, 個人番号, 住所, 特別徴収税額 (年税額), 徴収済税額, 未徴収税額 (ア)-(イ), 異動年月日, 異動の事由, 異動後の未徴収税額の徴収方法

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者), 所在地, フリガナ, 特別徴収指定番号, 担当者, 氏名, 電話番号, 月割額, 受給者番号, 納入書の要否

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入, 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入, 左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

3 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 ( 1 及び 2 に当てはまらない場合に記入してください。 )

番号を記入, 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。 旧特別徴収処理欄, 7年度, 8年度, 月分以降の月割額は, 特別徴収義務者を変更, 普通徴収切替, 一括徴収, その他

市町村処理欄 Table with columns A-F and rows G-L

キリトリ線

1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税・森林環境税(国税))を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告を提出した)従業員等が異動した場合には、提出した用紙で、提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみ場合は、提出不要です。 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は、二重線で抹消してください。 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。



注意事項等

受付印

8

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

整理番号	
7年度 特別徴収指定番号 宛番号	
8年度 特別徴収指定番号 宛番号	

市町村長 令和 年 月 日 提出	所在地 〒	特別徴収義務者 (特別徴収義務者)	課係氏名 担当者 内線
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)			

フリガナ 氏名 生年月日 元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済税額 月分から 月分まで 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 月分から 月分まで 円	異動年月日 令和 年 月 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 7. その他の理由を右欄へ記入	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
フリガナ 住所 1月1日現在 異動後							

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地 フリガナ 氏名 担当者 電話 法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	特別徴収指定番号	担当氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 ① 必要 ② 不要
--	----------	--------------	---	-------	-----------------------	--------------------

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 ② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
---	---------------------------	---	-------------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 ① 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 ② 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 ③ 死亡による退職のため。
--

旧特別徴収処理欄	7年度	月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	8年度	月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

キリトリ線

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税・森林環境税（国税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が異動した場合にはご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。  
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は、二重線で抹消してください。  
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。



## 特別徴収切替届出（依頼）書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div> <p style="text-align: center;">(あて先) 橋本市長</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 提出</p>	(特別徴収義務者) 給与支払者	法人番号 <small>(個人番号は記載不要)</small>											特別徴収義務者 指定番号		
		フリガナ												連絡先	所属
		名称 (氏名)											氏名		
		代表者名											電話		
所在地 (住所)	郵便番号	-													

給与所得者	フリガナ											普通徴収	年税額 (ア)			円	
	氏名												納付済税額 (イ)	期分			円
	現住所	郵便番号	-								差引徴収税額 (ア) - (イ)				円		
	住所 (1月1日)											特別徴収 (給与差引)	<input type="checkbox"/> 月分から特別徴収を希望します (納期限は翌月10日です)				
	生年月日	年	月	日								通知書番号					
													普通徴収税額の 口座振替該当有無	有 ・ 無			
備考																	

- (注)・特別徴収税額の通知は、原則書類が届いた月の翌月の中頃となります。
- 特別徴収の開始月は原則として本届出(依頼)書の受領日の属する月の翌々月からになります。6月1日～6月30日(土・日・祝日の場合は前日)までに届いた場合8月から特別徴収開始。
- ・6月からの特別徴収の開始を希望される場合は、原則その年の4月10日(土・日・祝日の場合はその翌日)までに本届出(依頼)書を提出してください。原則その日以降に本届出(依頼)書が届いた場合には、7月以降に特別徴収が開始されますのでご注意ください。
  - ・年税額欄には、納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。
  - ・普通徴収税額のうち、納期限を過ぎているものや過年度に該当するものは、特別徴収に切り替えることができません。



特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

受付印

(あて先) 橋本市長  
年 月 日  
提出

(特別徴収義務者) 給与支払義務者

フリガナ  
名称 (氏名)  
所在地

〒

法人番号 (個人番号は記載不要)																	
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

特別徴収義務者 指定番号	
連絡先	所属
	氏名
	電話

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。  
◎変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。  
◎誤読を避けるため、フリガナは必ずつけてください。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事項	変更前(旧)	変更後(新)
法人番号 (個人番号は記載不要)	/	/
フリガナ		
名称		
フリガナ		
所在地	〒	〒
電話番号		
関係書類送付先 (上記以外を希望される場合に記入してください) 電話番号	〒	〒 電話番号
変更理由 (該当の□にレを記入してください)	1. 名称変更 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 法人成り・個人事業主変更※ <input type="checkbox"/> 新法人の設立※ <input type="checkbox"/> 分割による変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 ( <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された ) <input type="checkbox"/> その他( ) ※印が付いている項目については、給与所得者異動届出書を別途提出してください。 2. 所在地変更 <input type="checkbox"/> 事務所が移転 <input type="checkbox"/> 送付先変更 <input type="checkbox"/> その他( ) 3. その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他( )	
合併・吸収及び分割の場合に記入してください。	合併・吸収・分割先の名称	特別徴収義務者指定番号 有( )・無
(合併の場合、合併した法人の数) <input type="checkbox"/> 社会併	合併・吸収・分割後の指定番号について1～3の中から選んで○をしてください	
	1. 旧特別徴収義務者の指定番号( )を使用する	理由が2.3.の場合は、給与所得者異動届出書を別途提出してください。
	2. 合併・吸収・分割先の指定番号( )を使用する	
3. 新規に指定番号を取得する		
	合併・吸収・分割後の納入開始時期	納入書
	年 月分 (翌月10日納期限)から納入予定	要・不要

◎この変更届出書を提出されましても、法人市民税等に係る異動届出書を提出したことになりませんのでご注意ください。

キ  
リ  
ト  
リ  
線





市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の特例に関する申請書



受 付 印  
 年 月 日  
 (あて先) 橋本市長

申 請 者	住所又は 氏名又は法人 の名称及び 代表者氏名	所在地	電話番号	電話 番号
	法人番号			※個人番号の記載は不要です

地方税法第321条の5の2及び橋本市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

1. 特例の適用を受けようとする 税額	令和	年	月	分	以後の給与・市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額
申請の日前6ヵ月間の各月末の給与の支払を受けた人員及び各月の支払金額(臨時勤務者に係るものについては( )内に内書きすること。)	年	( )	( )	( )	( ) ( ) ( )
	月	人	円		人 円
	年	( )	( )	( )	( ) ( ) ( )
2. イ 現に滞納している徴収金がある場合で、それがやむを得ない理由による場合にはその理由 ロ 申請日前1年以内に納期の特例の承認が取り消されたことがある場合には、その年月日	年	( )	( )	( )	( ) ( ) ( )
	月	人	円		人 円
	年	( )	( )	( )	( ) ( ) ( )

辞退届出書

承認を受けた納期の特例について、以下の理由により、 年 月分から辞退します。  
 なお、特別徴収税額は前月分までのものを含めて翌月10日までに納入します。  
 辞退理由： 1. 給与の支払を受ける者が常時10人以上となったため。  
 2. ( )

記入上の注意事項等  
 1. 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の特例制度について  
 (1) この特例の承認を受けることができるのは、給与の支払を受ける者が常時10人未満の事務所等の特別徴収義務者です  
 (2) この特例の承認を受けた後において、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。  
 2. 申請書の書き方  
 (1) 1欄には、特例の適用開始を希望する年月日を記入してください。  
 (2) 2欄は、該当する場合に限り記入してください。

*処理区分	年 月 日承認	年 月 日却下	年 月 日取消
-------	---------	---------	---------

\*欄は記入しないでください。



## 市税の電子申告をご利用ください

特別徴収関係の手続きは、インターネットを利用した地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）のサービスがご利用になれます。

### 電子申告により提出できる書類

- 給与支払報告書（総括表、個人別明細票）の提出
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出
- 退職所得に係る納入申告書の提出
- 退職所得者の源泉徴収票・特別徴収票の提出
- 特別徴収への変更届の提出
- 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書の提出 など

詳細は eLTAXホームページ <http://www.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。

## 特別徴収関係書類が橋本市のホームページで印刷できます

税務課「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収関係書類」のダウンロード

橋本市ホームページ：<http://www.city.hashimoto.lg.jp/>

トップページ→行政・くらしの情報→くらし手続き→税金→個人住民税(事業者の方へ)→市民税・県民税・森林環境税 特別徴収関係書類ダウンロード

### <納期限>

月別（徴収月）	納期限
令和8年6月分	令和8年7月10日
令和8年7月分	令和8年8月10日
令和8年8月分	令和8年9月10日
令和8年9月分	令和8年10月13日

月別（徴収月）	納期限
令和8年10月分	令和8年11月10日
令和8年11月分	令和8年12月10日
令和8年12月分	令和9年1月12日
令和9年1月分	令和9年2月10日

月別（徴収月）	納期限
令和9年2月分	令和9年3月10日
令和9年3月分	令和9年4月12日
令和9年4月分	令和9年5月10日
令和9年5月分	令和9年6月10日

